

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年6月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（11名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	金丸寛君		清水正二君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	内藤久歳君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	・屋達巳君	子育て健康 子育支援 課	小宮山正美君
長寿推進課長	相川泰史君		戸澤文香君
介護保険係長	赤松圭君	児童係長	中込聡君
保育係長	伊藤敦君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 興 石 文 明  
書 記 長 田 大 地

## 審査内容

### 1 条例審査

議案第43号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件

議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件

### 2 補正予算審査

議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

### 3 その他

開会 午後 1時26分

○書記（長田大地君） 改めましてこんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、山本委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めましてご苦労さまです。こんにちは。

午前中の建設に続き、また厚生ということで1日になりますが、長丁場となります。よろしくお願いいたします。梅雨の中休みということでいい天気になっていますが、夕方には何かちよっと一降りありそうなことだから布団は大丈夫かな。

そんなことで、きょう一日頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託された議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思えます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思えます。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第43号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、議案第43号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の5ページ、議会資料の1ページをお願いいたします。

まず、提案理由になりますが、議案書5ページをお願いいたします。

下から3行目になります。

所得税法等の一部を改正する等の法律が公布され、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

それでは、議会資料を用いまして詳細説明をさせていただきます。

資料の1ページ、新旧対照表をごらんください。

第4条第1項第2号中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものであります。

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図るものでございますが、今回、所得税法における配偶者控除の見直しにより、控除対象配偶者の用語の指し示す範囲が現行より狭くなるため、今までの控除対象配偶者と同じ範囲を示す用語であります同一生計配偶者に置きかえるものであります。

この条例は公布の日から施行するとし、適用につきましては平成30年1月1日からいたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 附則のところで、平成30年1月1日から、要するにさかのぼって適用するということですよ。1年半前にさかのぼるといふその理由をちょっと教えていただけますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） ひとり親の家庭医療費、こちらの所得税が関係してくるんですけども、所得税の非課税世帯に適用されております。それで、所得を見ますのが、1月1日から8月31日までは前々年の所得を用います。ことしの9月からの改正になるんですけども、9月1日から12月31日が前年の所得になるために、平成30年1月1日から適用することによって29年中の所得を用いる形になります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、前の統計に従って、少しずつおくらせてくるからこうなるんだということでもいいんですか。

それだけです。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、議案第43号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第43号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から、議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案につきましては7ページとなりますので、ごらん願います。

初めに、提案理由でございますが、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、この4月1日から施行されていることに伴い、保険料率の規定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

改正の概要ですが、今回の改正につきましては、この10月に予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、第1号被保険者の低所得者層の保険料の引き下げの拡大を図るものです。本市の介護保険料は、所得に応じて11段階に区分されておりますが、今回の軽減対象は第1段階から第3段階までの3区分が対象となります。

この軽減となる3段階の所得要件等でございますが、生活保護者や、住民税が非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金額の合計が各段階で決められた範囲となっております。

これまでは、保険料が一番低い第1段階の被保険者に対しては、国の低所得者への軽減措置として平成27年度より軽減が図られておりました。また、第2段階につきましては、平成30年度より市独自の軽減措置を行っていたところでございます。今回は、国の低所得者に対する軽減強化として、第1段階から第3段階までの3階層の区分の被保険者に対して保険料の軽減を図るものでございます。

なお、軽減対象となる人数でございますが、合計5,431人を現在のところ予定しております。

それでは、条例の改正につきまして、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

それでは、左側の新しい欄で説明をさせていただきます。

第2条第2項は、所得段階の第1段階に該当いたします。改正箇所は、下線部の軽減対象年度を平成30年度から平成32年度と規定している部分につきまして、令和元年度及び令和2年度に改正いたします。また、保険料を2万8,080円から2万3,400円に改正するものでございます。

次に第3項ですが、所得段階の第2段階に該当いたします。これまでは、本条例第2条第1項第2号において、第2段階に該当する者の保険料は4万3,680円に規定していましたが、今回、3万9,000円に改正するものでございます。

続いて第4項ですが、所得段階の第3段階に該当し、今回、新たに軽減が追加されるものでございます。本条例第2条第1項第3号において、第3段階に該当する者の保険料は4万6,800円に規定しておりましたが、今回、4万5,240円に改正するものでございます。

附則としまして、賦課期日が4月1日であることに伴い、遡及適用し、施行期日につきましては4月1日からの適用とさせていただきます。

なお、今年度は、年度途中、半年経過後の改正となるため、国が定める来年度の減額幅の2分の1の引き下げとなります。そのため、来年度につきましては、保険料のさらなる引き下げを行う予定となっております。

以上が改正の内容でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 令和元年度及び令和2年度と、要するに期間を区切っていますよね、この改正については。ということは令和3年度以降については、全くこれはその都度の改正という格好になるんですか。方向性としてどうなんですか。この辺ちょっとお願いします。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 保険料につきましては、3年に一度の見直しとなりますので、今計画につきましては、当初30から32の3年間でした。もう30年度は過ぎておりますので、

令和元年度と令和2年度について行います。ただ、先ほど言いましたとおり、令和2年度につきましては、再度引き下げを行う予定でございますので、3年度以降につきましては、また見直しとするというような状況になっております。

以上です。

○委員（五味武彦君） 了解しました。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の説明の中で、来年度はさらに引き下げをするということなんだけれども、それはもう決まっているということで、その引き下げをする内容については、どんな流れになるんですか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 令和2年度につきましては、改定が第1段階からいいますと2万3,400円に今回は改正させていたと思うんですが、来年度につきましては1万8,720円を予定しております。

続きまして、第2段階でございますが、今回3万9,000円に改定をさせていただくものでございますが、令和2年度につきましては3万1,200円になります。

最後に第3段階でございますが、今年度4万5,240円ですが、来年度につきましては4万3,680円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 非常に割合とすればかなり下がるんだけれども、介護保険の保険料率等についても、下がることは結構なことなんだけれども、大丈夫なんですか。介護保険制度そのものの安定性というか、下げることに對して問題はないんですか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 今回につきましては、消費税率の引き上げに伴う国の軽減強化という形の中で、この後、補正予算が出てきますけれども、国が2分1、県、市が4分の1を補填するということですので、給付自体の影響というのは大丈夫だと思っています。

ただ、そうはいいましても、給付がふえれば、当然、保険料のところも影響するわけですが、その点につきましては、いろいろ介護予防とかそういった意味での給付を下げの方策とか、そういった点で努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） ほかになれば、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、議案第44号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第44号を終わります。

以上で条例審査を終了いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、長寿推進課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきまして説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄16介護保険特別会計繰出金2,601

万3,000円の増額につきましては、先ほどご議決をいただきました介護保険条例の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減拡大に対する国・県の負担分を一般会計で受け、それに市の負担分として一般財源を加え、介護保険特別会計に繰り出すための増額補正でございます。

当初予算におきましては、これまでの対象者分の保険料軽減分として819万9,000円を計上しておりましたが、今回、軽減対象が拡大されたため、追加分を計上させていただいております。

補正の財源内訳でございますが、国庫負担金1,300万7,000円、県負担金650万4,000円に、一般財源650万2,000円となっております。

なお、負担割合でございますが、国が2分の1、県と市はそれぞれ4分の1の負担となっております。

以上、一般会計の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より、3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の8ページ、9ページになります。

初めに、8ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

補正前の額7億805万6,000円に対しまして923万2,000円を増額補正し、補正後の額を7億1,728万8,000円とするものでございます。

9ページの説明欄をごらんください。

10児童福祉諸費923万2,000円の補正でありまして、ことし10月から実施されます消費税10%の引き上げによる増収分を財源とした幼児教育保育の無償化が実施されることになり、保育所、認定こども園等を利用するゼロ歳児から2歳児までについては住民税非課税世帯を対象に、また、3歳児から5歳児までについては全世帯を対象とし、認可保育所等における保護者負担の保育料の無償化を実施します。これに伴い、現在使用しております子ども・子育てシステムのシステム改修をする必要があり、その改修費880万円と、無償化実施における条例等の改正に対応するための例規整備委託料としまして43万2,000円の合計923万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源内訳ですが、子ども・子育て支援事業費補助金としまして、どちらも10分の10、国費負担となっております。

8ページをお願いいたします。

3目母子福祉費であります。

補正前の額4億5,999万6,000円に対しまして140万円を増額補正し、補正後の額を4億6,139万6,000円とするものでございます。

9ページの説明欄をごらんください。

03児童扶養手当140万円の補正であります。これは、2019年度税制改正大綱策定に向け、ことし10月から消費税率が引き上げになることで、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対し、臨時特別給付金が一律1万7,500円支給されることとなります。甲斐市においては対象者が80人ほど想定されていることから、給付金140万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源内訳ですが、母子家庭等対策総合支援事業費補助金としまして、10分の10、国費の負担となっております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは、申請がいつからいつまでで、給付はいつからいつまでですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 児童扶養手当の現況届の受け付けがちょうど8月にあるわけですけれども、広くホームページ等では周知はいたしますが、今、児童扶養手当を受けている方に対しては、対象となる方には通知を出させていただきまして、現況届の受け付けのときに申請のほうもいただきます。

また、支給につきましては、来年の1月の児童扶養手当と一緒に、加算という形で1万7,500円を支払いさせていただきます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、申請はその手続のときにとおっしゃいましたが、この80人というのは全部、受けている人なんですね。だから漏れがあるとか、そういうことはないわけですね。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今、うちのほうで児童扶養手当を受けておりまして、その中で未婚と思われる方が80人ほどおりますので、その方たちになりますので、漏れはないです。ただ、児童扶養手当を何かの理由で受けていない方で、今回のこの請求をしたいという方もいらっしゃるかもしれませんので、その辺はホームページ等で周知のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） じゃ、少し総務費のほうで、ちょっと九百何万のことでお伺いしたいと思いますが、システム改修費が880万ということですよ。それプラス43万ということだと思いますけれども、このシステム改修費880万は、その改修費のみ、要するにシステムの改修の委託だけなのか、事務費なのか、含まれているのか、この辺、ちょっとまずお

伺いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今回の880万円につきましては、システム改修費のみとなっております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 可決すれば即対応が、期間が短いので即発注してもらいたいということがやまやまなんですけれども、一般質問でもしたんですけれども、対象が大体4,200人ぐらいですか。ゼロから5歳児。もちろん無償化の対象は、ゼロから2歳児の中は非課税が対象ということですが、システムの的には全てその4,200人を対象ということですか、初めから抽出しちゃうのか。この辺はどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） システムの中に入っております4,000人近くの保育園児がいるんですけれども、その方全部対象にして、こちらのほう改修のほうさせていただきまして、そんな中、抽出という形になると思いますけれども、全員を対象とさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つお聞きしたいのが、10月1日から始まりますよね。その対象というのは、いつまでに生まれた方が、要するに例えば9月に生まれた方も対象になると思うんですよ。そうすると系統的に順次入れていくのか、それともどこかで切っちゃうのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 10月の無償化に向けてのシステム改修ですが、まだ国からの指針も示されていないところであります。これに関しましては、今、業者さんとの打ち合わせをする中で、順次、準備のほうは進めさせていただきたいと思っています。基準日に関しては、そういった基準日があるのかどうなのかということは、恐らく今までの説明会の中では、そういった説明の中で基準日というものはなかったと思いますので、そこら辺もちょっと含めて、業者さんとの打ち合わせのほうは進めさせていただきたいと思っておるところであります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 確かに県の担当者とのいろんな話がまだ進んでいない部分、未確定な

部分があろうかと思えますけれども、その辺は漏れのないように実施のほう迅速にお願いしたいということになります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか質疑ないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課関係の質疑を終了いたします。

以上で、議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了します。

これより、議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第48号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第48号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算説明書15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

今回の補正につきましては、さきにご議決をいただきました介護保険条例の一部改正に伴い、低所得者の保険料の軽減分を国・県・市が負担するものでございます。そのため、歳入では、保険料を2,601万3,000円減額し、一般会計から同額を繰り入れるものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

歳出につきましては、新たな支出項目はなく、財源更正を行うもので、保険料に該当する一般財源を減額し、同額を特定財源、その他の一般会計からの繰入金を充当するものでございます。

補正予算の説明書、続きまして18、19ページをお願いいたします。

歳入におけます保険料の減額が、特別徴収分、普通徴収分、合わせまして合計2,601万3,000円、一般会計から同額の繰入金の増額になるものでございます。

20ページから23ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目保険給付費の歳出でございますが、保険料に当たる一般財源の減額を行い、同額を特定財源のその他一般会計からの繰入金を財源として増額します財源更正のため、新たな支出はございません。

以上、介護保険特別会計の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第48号の質疑を終了します。

これより、議案第48号 令和元年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第48号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第48号を終わります。

以上で補正予算審査を終了いたします。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議、ご苦勞さまでした。

次に、その他に入ります。

委員より、その他、何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 事務局から、その他ありましたら。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時03分